

木更津市営体育施設指定管理者候補者選定評価結果表

	審査(評価)基準	配 点	株式会社オー エンス	団体A
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・ 公の施設を管理するに相応しい組織としての理念、姿勢が示されているか。 ・ 施設の設置目的と提案された管理運営方針が合致しているか	80 点(10 点× 8 人)	63	60
	(2) 利用者の平等な利用の確保について ・ 施設運営における市民の平等な利用について考慮されているか。 ・ 事業内容などが一部の市民、団体等に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	80 点(10 点× 8 人)	57	54
	小 計	160 点(20 点× 8 人)	120	114
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について ・ 施設の設置目的を理解した内容となっているか。	32 点(4 点× 8 人)	24	23
	(2) 利用者に対するサービスの向上について ・ 利用者の要望を把握し、サービスの向上に反映するための方策は、具体的であり、現実性が高いものか。	40 点(5 点× 8 人)	33	30
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて ・ 施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられているか。	32 点(4 点× 8 人)	22	22
	(4) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて ・ 維持管理は効率的に計画されているか。 ・ 経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。	40 点(5 点× 8 人)	26	28
	(5) 施設管理の安全性への配慮について ・ 施設の安全管理について具体的な対応がはかられているか。 ・ 緊急時対策や防災対策はとられているか。	32 点(4 点× 8 人)	24	24
	(6) 事業計画の実現可能性について ・ 事業計画は具体的であって、実現可能なものか。	32 点(4 点× 8 人)	26	24
	(7) 新規、魅力的な提案の有無について ・ その他新規、魅力的な提案はあるか。	32 点(4 点× 8 人)	19	25
	小 計	240 点(30 点× 8 人)	174	176
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について ・ 提案された書類等から、施設管理への意欲、熱意が感じられるか。	40 点(5 点× 8 人)	35	35
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について ・ 類似施設の管理運営実績があるか。 ・ 類似施設を管理運営した経験を有する者がいるか。	40 点(5 点× 8 人)	33	31
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・ 職員体制、職員数は十分か。 ・ 職員採用、確保の方策は適切か。 ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か。	40 点(5 点× 8 人)	29	29
	(4) 団体の安定性、継続性について ・ 安定的、継続的に運営ができる財務状況であるか。	80 点(10 点× 8 人)	63	63
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について ・ 個人情報保護制度の有無、または制度化する意志の有無について。 ・ 情報公開制度の有無、または制度化する意志の有無について。	40 点(5 点× 8 人)	30	30
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について ・ 収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。	40 点(5 点× 8 人)	30	30
	(7) 収支計画の実現可能性について ・ 収支計画の実現可能性はあるか。	40 点(5 点× 8 人)	32	30
	小 計	320 点(40 点× 8 人)	252	248
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 体育施設の発展と向上への寄与について ・ 木更津市の体育施設の発展と向上への寄与について具体的な提案があり、効果的なものであるか。	80 点(10 点× 8 人)	60	51
	小 計	80 点(10 点× 8 人)	60	51
加 減 点		0 点(0 点× 8 人)	-	-
合 計 点 数		800 点(100 点× 8 人)	606	589

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 432 点